

議案第154号

宝塚市立末広駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立末広駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年（2016年）11月15日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市立末広駐車場条例の一部を改正する条例

宝塚市立末広駐車場条例（平成20年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「開場時間」に改め、同条第2項を削る。

第5条を次のように改める。

（休場日）

第5条 駐車場は、無休とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休場日を設けることができる。

第8条から第10条までを次のように改める。

（使用料）

第8条 駐車場を使用しようとする者は、使用料を市に納付しなければならない。

2 使用料の額は、自動車1台1回の入庫につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

（1）使用時間が1時間以内である場合 無料

（2）使用時間が1時間を超える場合 最初の1時間を超える30分（30分未満の端数が生じたときは30分とする。）につき100円

（使用料の減免）

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の返還）

第10条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

第13条第3項第1号中「利用対象者の平等な利用」を「使用対象者の平等な使用」に改める。

第14条第2号中「利用料金」を「使用料」に改める。

第16条後段を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宝塚市立末広駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後の駐車場の使用について適用し、同日前の駐車場の利用については、なお従前の例による。